『歴代寳案』校訂本第十五冊 解説

西里喜行

日次

- 一第三集・別集の成立事情
- 二 編集・校訂上の諸問題とその処理方法
- 一九世紀四〇~六〇年代の中琉関係の諸問題

――校訂本第十五冊の内容――

- A 異国船の琉球来航と仏英宣教師の琉球逗留をめぐる諸問題
- B 琉球使節の進京をめぐる問題
- C 尚泰の冊封をめぐる問題

一第三集・別集の成立事情

く知られている(小葉田淳「歴代宝案について」『史林』四六巻ことができるだけでなく、先学の詳細な解説によって概略を伺うよって構成されている。第一集・第二集の成立事情は、第一集の出事によって概略を伺うのとができるだけでなく、先学の詳細な解説によって概略を伺うのとができるだけでなく、先学の詳細な解説によって概略を伺うという。

四号 一九六三年、和田久徳『歴代寳案』第一集解説』『歴代寳案』四号 一九六三年、和田久徳『歴代寳案』第二集及び別集が『歴代寳案』を本第三・四冊解説」『歴代寳案』を対することにする。 一九九三年等参照)。しかし、第三集及び別集の成立事情に会 一九九三年等参照)。しかし、第三集及び別集の成立事情に会 一九九三年等参照)。しかし、第三集及び別集の成立事情に対し、
「以下、慣例に従って、とりあえず別集と称することにする。
以下、慣例に従って、とりあえず別集と称することにする。
第三集及び別集が『歴代寳案』全体の中で占める位置は、分量
の上から言えば、十五分の一程度に過ぎない。一九七二年に台湾
の上から言えば、十五分の一程度に過ぎない。
の上がら言えば、十五分の一程度に過ぎない。
の上がら言えば、
のまないに、
の上がら言えば、
の上がらまば、
の上がら言えば、
の上がら言えば、
の上がらまば、
のまないに、
のまないに、
のまないに、
のまないに、
のまないに、

第三集及び別集が『歴代寳案』全体の中で占める位置は、分量 第三集及び別集の一程度に過ぎない。一九七二年に台湾 大学から出版された『歴代寳案』影印本(以下、台湾大学本という) 大学から出版された『歴代寳案』影印本(以下、台湾大学本という) 大学から出版された『歴代寳案』影印本(以下、台湾大学本という) ないうことになる。もう少し正確に、台湾大学本による各集の収 ということになる。もう少し正確に、台湾大学本による各集の収 をいうことになる。もう少し正確に、台湾大学本による各集の収 をいうことになる。もう少し正確に、台湾大学本による各集の収 をいうことになる。もう少し正確に、台湾大学本による各集の収 をいうことになる。もう少し正確に、台湾大学本による各集の収 をいうことになる。もう少し正確に、台湾大学本による各集の収 をいうことになる。もう少し正確に、台湾大学本による各集の収 をいうことになる。もう少し正確に、台湾大学本による各集の収 をいうことになる。もう少し正確に、台湾大学本という)

第二集 康熙三十六(一六九七)年~咸豊八(一八五八)年、年、二七四年間、一〇三〇余文書(一六九七)年~康熙三十六(一六九七)第一集 永楽二十二(一四二四)年~康熙三十六(一六九七)

一六二年間、三〇八〇余文書

0.1

別 集 咈嘆情状 道光二十四 (一八四四) ~道光二十七 (一

八四七)年、四年間、一三文書

咨集文組方 乾隆三十八(一七七三)~乾隆四十九(一七八四)

年、十二年間、五文書

その他

だしくバランスを欠いていると言わざるを得ないわけであるが、 限られている。『歴代寳案』の構成において第三集及び別集は甚 録文書群の種類 程で若干の重要な問題が生じた結果、収録文書群の排列順序や収 及び別集の成立事情と深く関わっているように思われる。 なぜこのようなアンバランスが生じたのかという問題は、 せても約数%を占めるに過ぎず、収録文書の作成年代も短期間に 咸豊八年に二○○巻に達した時点以降に完了したことは明かであ 目録と上下目録)があって、第二集の編集が雍正四年から始まり して、第三集及び別集を収録しているけれども、編集・校訂の過 本校訂本第十五冊も、台湾大学本第十五冊の体裁・内容に依拠 文書数から言えば、 周知のように、『歴代寳案』第二集には二種類の目録 (冊数) 等には、若干異同が生ずることとなっ 第三集、 別集、咨集文組方、その他を合わ 第三集 (乾坤

> る困難な情況にある。 たのかを明示する記録は存在せず、その全体像を把握するのは頗

り、 代宝案目録』について」『歴代宝案研究』創刊号 集し、「第三集」「別集」などの題記、 交文書が相当の分量に達した時点で、第三集の編集に取りかか 館 富島壯英氏が紹介された『歴代宝案目録』である(富島壯英「『歴 ろうか。この問題を検討する上で、重要な手がかりとなるのは、 の『歴代寳案』の第三集及び別集は誰がいつどのような方針で編 ている。小葉田氏が推測しているように、恐らく第二集に続く外 いて」『史説 日本と南支那』 野田書房 一九四二年)と指摘し 編附する予定であったと見られる」(小葉田淳「福州柔遠駅につ もないし、巻数も付記されていない。 に於ける如く、相当の年度を経てから、三集として巻数も目録も いて三集として、咸豊九年以後抄成されたようで、同治六年に及 んでいる。然し現存のものは、咸豊十年以後の巻に、三集の付記 小葉田淳氏は第二集の成立事情について解説を試みた後、 目録も作成するつもりだったのであろう。それならば、 一九九〇年)。 勿論目録はない。之は二集 巻数の表記を行ったのであ 沖縄県立図書 現存

一四枚のざら紙を袋綴にし、二七ページの頁付けがある。しかし、ガリ版(謄写版)の小冊子である。縦二二×横一五・五センチの録』〕は、沖縄県立図書館東恩納文庫および同史料編集室所蔵の富島氏の解説するところによれば、「この資料〔『歴代宝案目

るが、

第三集及び別集の場合は、

編集がいつ始まり、

いつ終わっ

たものと思慮される」とコメントしている。ら移管まもない昭和十年前後に県立沖縄図書館によって作成される」と言う。富島氏は更に続けて「おそらく、久米村の天尊廟か表紙・書名・奥付等を一切欠いているため、出版事項は不明であ

この『歴代宝案目録』は「歴代宝案第一集」「歴代宝案第二集」この『歴代宝案」が含まれている(〈補注Ⅰ〉参照)。「別集歴代宝案」が含まれている(〈補注Ⅰ〉参照)。「別集歴代宝案」が含まれている(〈補注Ⅰ〉参照)。

富島氏が指摘しているように、この『歴代宝案目録』は久米村の録されていないのは、どういうわけであろうか。 富島氏が指摘しているように、この『歴代實案』の全巻の書誌的調査のでは同治六(一八六七)年までの文書群の一つとして位置づけたとともに『歴代實案』を構成する文書群の一つとして位置づけたとともに『歴代實案』を構成する文書群の一つとして位置づけたとともに『歴代實案』を構成する文書群の一つとして位置づけたとともに『歴代實案』を構成する文書群の一つとしても「第三集」には同治六(一八六七)年までの文書を収録し、それ以後の文書が収録されていないのは、どういうわけであろうか。

里喜行編『琉球救国請願書集成』法政大学沖縄文化研究所 緒三(一八七七)年にも、前年の接貢船未着に関する福建布政使 同治九(一八七〇)年、同治十一(一八七二)年、同治十三(一 明治十二(光緒五、一八七九)年のことであるが、 九二年参照)。 った旨の国王尚泰の咨文 福州へ派遣し、明治政府の干渉によって接貢船を派遣できなくな 司からの咨文(照会)に応えて、 届いている。また、最後の進貢使節が派遣されてから三年後の光 継続しているだけでなく、清国皇帝の「宝詔」「勅諭」も琉球へ 八七四)年と繰り返し派遣され、その都度外交当局の文書往来が 続している。例えば、琉球の進貢使節は同治七(一八六八)年、 ける公式文書の往来は、「第三集」収録文書の最終年次以後も継 琉球王国が明治政府の廃琉置県によって名実共に消滅したのは (密書)を福建当局へ提出している 密使の向徳宏 (幸地朝常) らを 中琉関係にお 一九

本来ならば、以上のような中琉間の公式の外交文書も第三集あるいは別集に含まれるべきであるが、どういうわけか、以上の文書『球陽』と『中山世譜』はいずれも光緒二(一八七六)年までの記事を記載しており、『歴代寳案』の最終文書の年代よりも十のであろうか。この疑問は「第三集」と「別集」の題記がどの時であるが、以上の文書を記載しており、『歴代寳案』の最終文書の年代よりも十のであろうか。この疑問は「第三集」と「別集」の題記がどの時である。この疑問は「第三集」と「別集」の題記がどの時である。

り、今後の検討課題として保留せざるを得ない。

ている。 拠していることを明らかにしている(前掲小葉田「歴代宝案につ 別集三冊は、国立台湾大学所蔵抄本により、仮に記したのである 方」、一冊は「嘆咈情状集」であることを紹介した上で、「以上の 書群の存在を明示していたわけではないが、一九六三年の時点で **嘆情状と題する」もの一冊があると指摘するだけで(前掲小葉田** の中に「咈噒唖三国情状」も含まれるべきものとの見解を表明し なり、むしろこれに続くものである」として、小葉田氏は「別集」 れた時点で撮影された「鎌倉氏の青写真本に が、元来別集がこの三冊に留ったかというと、これは疑問であり、 として、一冊は「唐人持来貨物録」、一冊は「咨集歴代宝案文組 は、第一集・第二集・第三集の外に「別集と題記するものがある」 集以外にも「咨集歴代宝案文組方と称するもの」一冊と「別集咈 いて」)。他方でまた、『歴代寳案』の存在が沖縄の新聞に報道さ 云々」と指摘して、「別集」の題記は国立台湾大学所蔵抄本に依 いる。小葉田氏は一九四二年の時点では、第一集・第二集・第三 冊があり、(中略)台湾大学所蔵本の別集『咈嘆情状』とは異 福州柔遠駅について」)、「別集」という枠組みに包括される文 別集」を構成する文書群にも若干の重要な問題が内包されて 『咈暎唖三国情状』

別巻」の中には、「咈嘆情状」と「咈嘆唖三国情状」が共に含ま確かに、前掲の『歴代宝案目録』に掲示されている「歴代宝案

なったのかは、一つの問題点として残ることになる。いたのに、いつの時点で誰によって「別集」と改題されるように沖縄図書館へ移管された時点では「歴代宝案別巻」と題記されて位置づけてよいであろう。とすれば、「別集」は『歴代宝案』がれていることから、いずれも「別集」を構成する文書群の一つと

因みに、台湾大学本では、「別集」という枠組みで包括される大学本では上下目録は「第二集」の冒頭に配置され、「別集」に指示されている「歴代宝案別巻」の中には、第二集定案目録』に掲示されている「歴代宝案別巻」の中には、第二集定案目録』に掲示されている「歴代宝案別巻」の中には、第二集大学本では上下目録は「第二集」という枠組みで包括されるの目録四冊共に入っていない。

のかという疑問点も、今後の課題として残さざるを得ない。だ異なっているわけであるが、どうしてこのような差異が生じたれた「歴代宝案別巻」の名称(題記)だけでなく、内容構成も甚要するに、台湾大学本の「別集」と『歴代宝案目録』に掲示さ

「別巻」に入れたのは、当面の外交課題に対応するために必要不から、本来ならば「第三集」に包括されるべきであるが、敢えて間の外交文書であり、年代的にも一連の文書群とみなされることの文書群はアヘン戦争後の異国船・異国人への対応をめぐる中琉「歴代宝案別巻」に掲示された「咈暎情状」「咈暎唖三国情状」

可欠の文書群として位置づけられていたからで、別途に引き抜か可欠の文書群として位置づけられていたからで、別途に引き抜か可欠の文書群として位置づけられていたからで、別途に引き抜か可欠の文書群として位置づけられていたからで、別途に引き抜か可欠の文書群として位置づけられていたからで、別途に引き抜か可欠の文書群として位置づけられていたからで、別途に引き抜か可欠の文書群として位置づけられていたからで、別途に引き抜か可欠の文書群として位置づけられていたからで、別途に引き抜か可欠の文書群として位置づけられていたからで、別途に引き抜か可欠の文書群として位置づけられていたからで、別途に引き抜か可欠の文書群として位置づけられていたからで、別途に引き抜か可欠の文書群として位置づけられていたからで、別途に引き抜か可欠の文書群として位置づけられていたからで、別途に引き抜か可欠の文書群として位置づけられていたからで、別途に引き抜か可欠の文書群として位置づけられていたからで、別途に引き抜か可欠の文書群として位置づけられていたからで、別途に引き抜か可欠の文書を表していたがあります。

田みに、同治五(一八六六)年には最後の冊封正副使(趙新・ 一世のである。その翌年の文書が『歴代寶案』の最終文書であることからも、 「貨物録」は最後の冊封使に対応するための参考資料として、琉 でいる。その翌年の文書が『歴代寶案』の最終文書であることからも、 でいる。その翌年の文書が『歴代寶案』の最終文書であることからも、 でいる。その翌年の文書が『歴代寶案』の最終文書であることからも、 でいる。その翌年の文書が『歴代寶案』の最終文書であることからも、 でいる。その翌年の文書が『歴代寶案』の最終文書であることからも、 でいる。その翌年の文書が『歴代寶案』の最終文書であることからも、 でいる。その翌年の文書が『歴代寶案』の最終文書であることからも、 でいる。その翌年の文書が『歴代寶案』の中の他の外交文書とともに用意した。

については、なお慎重な検討が必要であろう。と想定されるが、「別集」「別巻」の名称(題記)や冊数(巻類と想定されるが、「別集」「別巻」の名称(題記)や冊数(巻類と

一 編集・校訂上の諸問題とその処理方法

台湾大学本の三 -一○一○九号文書(八六四七頁~八六四八頁)方法を踏襲した。第三集第一巻第一号文書は冒頭上部に三一○一方法を踏襲した。第三集第一巻第一号文書は冒頭上部に三一○一方法を踏襲した。第三集第一巻第一号文書は冒頭上部に三一○一方法を踏襲した。第三集第一巻第一号文書は冒頭上部に三一○一方法を踏襲した。第三集第一巻第一号文書は冒頭上部に三一○一方法を踏襲した。第三集第一巻第一号文書(八六四七頁~八六四八頁)

及び三 - 一〇 - 一七号文書(八六六一頁)によって尚泰の請封の及び三 - 一〇 - 一七号文書(八四九三頁)などによって補充した。

書(八四九三頁)などによって補充した。

書(八四九三頁)などによって補充した。

書(八四九三頁)などによって補充した。

書(八四九三頁)などによって補充した。

書(八四九三頁)などによって補充した。

ては、「別集」の校訂に当たっては、その成立事情も考慮して、枠組 外全体の名称・構成文書群(冊数)・文書群(冊数)の排列順序・ 文書番号などの処理に慎重を期したものの、なお問題点を残した ままである。歴代宝案編集調査委員会などにおける検討結果をふままである。歴代宝案編集調査委員会などにおける検討結果をふままである。歴代宝案編集調査委員会などにおける検討結果をふままである。歴代宝案編集調査委員会などにおける検討結果をふままである。歴代宝案編集調査委員会などにおける検討結果をふままである。歴代宝案編集調査委員会などにおける検討結果をふままである。歴代宝案編集調査委員会などにおける検討結果をふままである。歴代宝案編集調査委員会などにおける検討結果をふままである。歴代宝案編集調査委員会などにおける検討結果をふままである。歴代宝案編集調査委員会などにおける検討に表記されている「別集」の技術を採用することにした。

> けられている「第二集」の目録(乾坤目録・上下目録)四冊につ 題として保留しておきたい)。 には収録されていないことから、本校訂本第十五冊の「別集」の 五巻分の目録であって、咸豊八(一八五八)年以降に作成された 冊は嘉慶二十五(一八二〇)年以降に作成された「第二集」一二 校訂本第十五冊においては省くこととした。しかし、乾坤目録二 位置づけられ、校訂本第三冊でもそのまま踏襲しているので、本 いて言えば、上下目録二冊は台湾大学本では「第二集」の冒頭に に組み入れることとした。ただ、「歴代宝案別巻」の中に位置づ の一構成部分とみなして、「咨集文組方」の名称のまま づけられていることから、本校訂本第十五冊においても 宝案目録』では「歴代宝案別巻」の中の一構成文書群として位置 で、「文組方」は別途「咨集」に入れられているけれども、 船之時唐人持来候貨物録」の二つの文書群が含まれているだけ 構成部分として組み入れるべきであろう(この点はなお検討課 **「第二集」二○○巻分の上下目録とは異なり、且つ既刊の校訂本** 前述のように、台湾大学本の「別集」には「咈嘆情状」と「冠 別集 別集

称し、乾坤本については次のようにコメントしている。因みに、神田信夫氏は上下目録を上下本、乾坤目録を乾坤本と

に失うことなく引き継ぐようにとあるから、実際に文書の解読やくさんついている。そして跋文には、爾後この目録を役替りの際「乾坤本は上下本に比べると、各文書について細字の注記がた

られたのであろう」(前掲神田「校訂本第三冊・第四冊解説」)。起草に携わった久米村の担当者の手引として、この乾坤本は用い

神田氏がコメントしているように、乾坤目録には上下目録よりを参照し、ゴチック体で補ったことを付記しておきたい。を参照し、ゴチック体で補ったことを付記しておきたい。を参照し、ゴチック体で補ったことを付記しておきたい。なお、乾坤目録では巻末の巻一二六~を本校訂本第十五冊に採録し、「別集」構成文書群の一つとしてを本校訂本第十五冊に採録し、「別集」構成文書群の一つとしてを本校訂本第十五冊に採録し、「別集」構成文書群の一つとしてを本校訂本第十五冊に採録し、「別集」構成文書群の一つとしてを本校訂本第十五冊に採録し、「別集」構成文書群の一つとしてを本校訂本第十五冊に採録し、「別集」構成文書群の一つとしてを本校訂本第十五冊に採録し、「別集」構成文書群の一つとしてを本校訂本第十五冊に採録し、「別集」構成文書が収の乾坤目録を参照し、ゴチック体で補ったことを付記しておきたい。

から「別鎌一二六」までの文書番号を付すこととした。

台湾大学本の「咈唊情状」と鎌倉本の「咈唊唖三国情状」との台湾大学本の「咈唊情状」と鎌倉本の「咈唊唖三国情状」とのおざるを得ない。

従って、「別集」の枠組みに包括されるべき文書群は、以上の「咨

船之時唐人持来候貨物録」、⑤「第二集目録(乾・坤)」の順に排

1 類 に、個々の文書群の性格(内容的特徴)や作成年代をも考慮して、 来文書(外交文書)とは異質なものを後に置くという方針のもと 集」の文書群の中でも、「第三集」と同様に中琉間の往来文書 文書(外交文書)を基本とする『歴代寶案』の性格に鑑み、 序で排列するかは、これまた慎重な検討を要する一つの問題であ 交文書)としての性格の濃厚なものから先に配置し、 については独自の方針で対処することにした。即ち中琉間の往来 る。本校訂本第十五冊の「別集」に包括される文書群の冊数 「別巻」に掲示された文書群とも異なることから、文書群の排列 「別集」の枠組みに包括される以上の六文書群をどのような順 一咈暎情状」、② は台湾大学本の「別集」の文書群とも、『歴代宝案目録 「咈暎唖三国情状」、③「咨集文組方」、④「冠 中琉間の往 別 0

列することとした。

の中琉間の往復文書五十余点の文書群を一冊にまとめたもので、 関する道光二十四(一八四四)年から咸豊七(一八五七)年まで 着」した苦力貿易船の苦力をめぐる問題など、異国船・異国人に 書』の中に『漢文外国一件書類』と題記された文書群がある。 書の校訂に当たって参照すべき文書として、『琉球王国評定所文 互に参照文書として利用することはできない。しかし、 ように一点だけである。従って、校訂に当たっては、ほとんど相 け重なるけれども、両者に共通に収録されている文書は、 五(一八五五)年までの十年間で、収録年代から見れば二年間だ 二十六点の文書の作成年代は道光二十六(一八四六)年から咸豊 年から道光二十七(一八四七)年までの四年間、「咈嘆唖三国情状 元々琉球王国から薩摩藩へ提出された情報集であったようである ヘン戦争後に琉球に滞在した仏英宣教師をめぐる問題、琉球へ「漂 (『琉球王国評定所文書』第十八巻「解題」 浦添市教育委員会 この『漢文外国一件書類』(以下、『外国一件』という)は、 「咈暎情状」十三点の文書の作成年代は道光二十四(一八四四) 両者の文 前述の ア

いる。

に当たっては、『外国一件』文書を第一の参照文書として用いて 留保しておきたい。むろん、本校訂本第十五冊の「別集」 業の中でどのように取り扱うかという問題も、 きであろう。これらの五点の文書をどのように位置づけ、 るが収録されていない五点の文書も含まれていることに注目すべ とって貴重な参照文書を提供しているということになる。 従って、『外国一件』は「咈暎情状」「咈暎唖三国情状」の校訂に らず、『外国一件』には本来『歴代寶案』に収録されるべきであ 点は重複)が『外国一件』にも収録されている(〈補注Ⅱ〉参照)。 今後の課題として 編集作 の校訂 のみな

一九世紀四○~六○年代の中琉関係の諸問 校訂本第十五冊の内容 題

 \equiv

五冊に収録されているが、本校訂本第十五冊収録の「第三 あった。この時期の中琉間の往来文書は校訂本第十三・十四・十 は、 異国人の来琉から六○年代の最後の冊封使の来琉に至る二十年間 しさを増した王国末期の対外関係は、 おいては、 寶案』にも色濃く反映されている。一九世紀四○年代の異国船 アヘン戦争後の欧米列強の圧力(外圧)を背景として、 琉球王国の対外関係が激しく揺さぶられ崩壊へ向かう時期で 咸豊九(一八五九)年から同治六(一八六七)年まで 外交文書集としての『歴代 慌ただ

の全二十六点の文書の内、

二十点の文書、計三十三点の文書 の全十三点の文書、「咈暎唖三国情状

(内

「咈暎情状」

うに、『外国一件』には後二者の文書の大部分が収録されている。

及び「咈噒唖三国情状」とほぼ重なっていることからも伺えるよ

参照)。『外国一件』文書の作成年代が「咈暎情状_

二〇〇一年

の逗留、 ておきたい。 時期に琉球王国が直面した若干の重要な外交問題の概要を解説し めている。 清国の外交当局の間で取り交わされた外交文書が主要な部分を占 民の救護、 らぎ始めていることを示す文書も少なくない。また「別集」にお 来文書が主要な位置を占めているものの、伝統や慣例が大きく揺 の中琉間の伝統的・慣例的な諸問題 いては、 英・仏・米等の琉球開国要求等々)をめぐって、 琉球王国の存立に関わる諸問題 以下、本校訂本第十五冊の内容を踏まえながら、 清朝皇室の慶弔、 琉球使節の病故等々)に関連する往 (進貢・冊封、 (異国船の来航と異国人 漂流·漂着難 琉球と この

以来、 活動よりも琉球語の習得に努めた。ところが、イギリス国籍のべ り込んだものの、 ジュ・アドネが逗留し、一八五○年代には改めてジラールらが入 替わり立ち替わり来琉して逗留し続けた。フランス人宣教師につ いて言えば、一八四〇年代にはフォルカードの退去後もルチュル 琉してフランス人宣教師のフォルカードらを逗留させ、一八四六 イム一家を琉球に送り込んで医療・布教活動に従事させた。それ (道光二十六)年にはイギリス艦船がイギリス国籍のベッテルハ アヘン戦争後の一八四四 A 欧米列強の艦船の琉球来航が相次ぎ、 異国船の琉球来航と英宣教師の琉球逗留をめぐる諸問題 逗留期間はいずれも二~三年の短期間で、 (道光二十四) 年にフランス艦船が来 欧米人宣教師も入れ 布教

ンらが琉球に滞在し、布教活動を継続する。一八五四(咸豊四)年以後は、ベッテルハイムに代わってモートを押しのけて、積極的に医療活動や布教活動を展開した。さらに滞在し続け、大英帝国の権威を振りかざしつつ、琉球当局の妨碍ッテルハイム一家に至っては、八年もの長期間にわたって琉球に

章 当局は、 すことになる(西里喜行 教師を退去させることができず、宗主国の清国に外交的救援を要 在留英仏人の動向を報告すると共に、宣教師退去の要請を繰り返 続けたため、 請に応じず、 球滞在の宣教師を退去させる権限がない」と称して、 たが、英公使らは逆に「琉球は清国の版図ではなく、 駐在の仏英公使との外交交渉を通じて英宣教師の退去を働きかけ 請せざるを得なかった。琉球側の要請を受けた清国当局は、 外国人宣教師の琉球逗留という前代未聞の事態に直面した琉球 京都大学学術出版会 その対応に翻弄され、 琉球側は進貢船・接貢船を派遣する度に、 宣教師の琉球逗留をめぐる問題は事実上先送りされ 『清末中琉日関係史の研究』 二〇〇五年)。 琉球独自の外交交渉では外国人宣 公使には琉 清国側 第一編第二 清国側 広東 0 要

十)年・一八五二(咸豊二)年と相次いで琉球へ来航し、スフィリス艦船もまた、一八四九(道光二十九)年・一八五○(道光三り、一八四六(道光二十六)年フランス東洋艦隊のセシーユ提督の大で、欧米列強の琉球王国に対する開国要求も日増しに強ま

米修好条約の締結に続いて、琉球においても琉米修好条約の締結 年九月十九日付の福建布政使あての咨文の中では、次のように報 報告した咨文は二点含まれているが、その内の一点、即ち咸豊三 清国当局に対して直接報告しているわけではない。本校訂本第十 圧し、琉仏条約の締結を押しつけたことは、周知のとおりである に成功している。その翌年(一八五五年)、琉球へ来航したフラ 前後数回も琉球へ寄港し、琉球国王との面談を要求しただけでな 征の途次、一八五三(咸豊三)年から五四(咸豊四)年にかけて した。続いてアメリカ合衆国のペリー艦隊が日本開国のための遠 琉球当局へパーマストン首相の書簡を提出して貿易・布教を要求 五冊にも、 国やフランスの軍事的威圧に屈服して条約締結に応じた事実を、 ○三号 二○○○年等参照)。しかし、琉球当局はアメリカ合衆 ンス東洋艦隊のゲラン提督も、武力を振りかざして琉球当局を威 く、直接首里城へ乗り込んで修好を求め、遂には日本における日 ンクス号船長(シャドゥエル)の如きは直接首里城へ乗り込み、 (豊見山和行「琉球王国末期における対外関係」『歴史評論』六 琉球におけるペリー提督らの動向について清国当局

されんことを乞う等の由あり。随いで着して文を具え請辞せし、また貴国各様の土布・漆器・磁器等の物を収買するを准居る所の近辺に於いて廠一間を起こし、煤炭[石炭]を収蔵[ペリー]提督の啓称に拠るに、小官[艦隊所属の隊員]の

琉球当局はペリー提督の威圧に抵抗できず、やむなく要求に応 にたというわけであるが、もう一つの咨文、即ち咸豊四年八月初 三日付の福建布政使あて書簡の中では、次のように報告している。 「咸豊四年」六月初七日、また [ペリー] 提督本船に坐駕して属船一隻を率同し再来するあり。提督の啓称に拠るに、此 その収買するを許し、用いる所の薪水もまた価 [代金]を収 その収買するを許し、用いる所の薪水もまた価 [代金]を収 されば、総て地方官より人を遣わして命を救い、便船あるを すれば、総て地方官より人を遣わして命を救い、便船あるを すれば、総て地方官より人を遣わして命を救い、便船あるを を給して埋葬すべし等の由あり。当即に官に飭して暫く応允 を為さしむ(別鎌 - 二三)。

約」とか「調印」という用語が回避されていることに注目すべきれたという事実は巧みに隠蔽されていると言わざるを得ない。「条な「要請事項」を列挙しているだけで、琉米条約が締結・調印さここでは、「啓称」という形式を用いて、ペリー提督の一方的

であろう。因みに、『中山世譜』附巻の中では、琉米条約の調印であろう。因みに、『中山世譜』附巻の中では、琉米条約の調印であろう。因みに、『中山世譜』附巻の中では、琉米条約の調印であろう。因みに、『中山世譜』附巻の中では、琉米条約の調印であろう。因みに、『中山世譜』附巻の中では、琉米条約の調印であろう。因みに、『中山世譜』附巻の中では、琉米条約の調印であろう。因みに、『中山世譜』附巻の中では、琉米条約の調印であろう。因みに、『中山世譜』附巻の中では、琉米条約の調印であろう。因みに、『中山世譜』附巻の中では、琉米条約の調印であろう。因みに、『中山世譜』附巻の中では、琉米条約の調印であろう。

> 倍加することとなる。 に入ると、内外の新たな要因が加わって琉球王国の外交的困難を

B 琉球使節の進京をめぐる問題

「東洋史研究」第六四巻第四号 二○○六年参照)。 『東洋史研究』第六四巻第四号 二○○六年参照)。 『東洋史研究』第六四巻第四号 二○○六年参照)。 『東洋史研究』第六四巻第四号 二○○六年参照)。

態に立ち至る。この間の経緯をフォローすれば、次の通りである 等とめておきたいという清国側の思惑が一致したからであった。 での使命感と、属国の切なる要望を受け容れて伝統的秩序の中に繋がなるリスクをも顧みず進京しなければならないという琉球使節がなるり、進貢の任務を果たすことができたのは、いいでのであると、属国の切なる要望を受け容れて伝統的秩序の中に繋がしかし、咸豊十(一八五八)年の琉球使節が清国の「内憂外患」の影響を蒙って進京を危ぶまれ、変則的な旅程を強いられながらも、響とめておきたいという清国側の思惑が一致したからであった。 しかし、咸豊十(一八六〇)年の進貢使節は遂に進京できない事じかし、咸豊十(一八六〇)年の進貢使節は遂に進京できない事がなる要望を受け容れて伝統的秩序の中に繋がなる。この間の経緯をフォローすれば、次の通りである

(『中山世譜』巻十三、『琉球史料叢書』四、二六七頁以下の記述

令を伝えてきた。 年の夏、 ている。 号船は翌咸豊十一年二月四日、頭号船は三月十日に福州へ到着し も遅れて十一月十七日、二隻とも同時に那覇港を出港したが、二 で、この年(咸豊十、一八六〇)の進貢船は通常より一ヶ月以上 よって進京ルートが往来不可能となっているので、進貢使節は今 ところが、四月一日に至って、布政使司は「現在太平軍の擾乱に したいとの陳情書を福建布政使司へ提出したところ、まもなく、 いた琉球当局は、 天津・北京の軍事情勢が重大な局面に入っているとの情報を得て 旅装を調えて出発命令を待つように」との回答を受け取った。 琉球滞在中のフランス人宣教師から、第二次アヘン戦争最中の 帰国予定の進貢船に便乗して帰国するように」、との命 進貢正副使の向志道・鄭徳潤らは早速三月十二日に進京 進貢船の派遣を躊躇せざるを得なかったよう

布政使司の帰国命令を受けて驚いた向志道らは、「このまま帰国したのでは復命の仕様がないので、道路事情がやや好転するので坑水出して、進京の可能性を模索した。福建当局も陳情の趣旨を重くを待って遠回りをしてでも是非進京したい」との陳情書を再度提国したのでは復命の仕様がないので、道路事情がやや好転するのする。

期に間に合わないので、急いで上京することを許されたい」旨、道らは十月二十三日、「年内に進京しなければ来年夏の帰国の時喪に服することとなる。進京が危ぶまれる情況に直面して、向志死去し十月には同治帝が即位したという情報が入り、前例どおり道らは、ひたすら軍事情勢の好転を待ったが、七月には咸豊帝が近とまず福州に留まって出発の時期を待つことを許された向志

三たび陳情書を提出した。

ち帰らないことには復命の仕様がないので、 書や欽賞の物件は次回の進貢船で持ち帰らせることとし、 う通達である。次いで二十日後の五月十九日、 州滞在を認めて欲しい」と食いさがり、 るに至った。 節は先に今回の接貢船に便乗して帰国するようにせよ」、と命ず 船が出発する夏至の時期も間近に迫っており、北京からの勅書が き次第慣例どおり進貢使節に賜給すること、等が承認されたとい 庫に保管すること、琉球に頒賜すべき勅書や欽賞品は北京から届 するまで暫く進京を遅らせること、表文・進貢品は布政使司の倉 り返し要請したものの、認めて貰えず、遂に同治元(一八六二) 届くのを待っていたのでは、出発時期を誤る恐れがあるので、 つまり、福建巡撫の前年十一月の上奏によって、道路事情が好転 治元年)の四月二十七日になって、ようやく次のように通達した。 しかし、福建当局は沈黙したまま何の反応も示さず、 しかし、 向志道らはなおも「勅書・欽賞の物件を持 福州滞在期間の延長をく 勅書等が届くまで福 布政使司は 翌年 進貢使 進貢 (同

年六月二十一日閩江河口の五虎門を出発し、進京の使命を果たす ことなく、空しく帰国せざるを得なかったのである

問題については、 を理由に約一年半もの間福州に留め置かれたため、是非とも進京 よっても、その概要を伺うことができる(二−一九三−○九、二 たどった。向啓元らも進京ルートの軍事情勢が緊迫していること したい旨繰り返し陳情書を提出したが受け容れられず、同治三(一 は、前回の進貢使節 ている。 の進貢使節 沿海で海賊船に襲われて積載の武器や貨物を奪われたが、 まだ継続中で、進貢使節が進京できるという保証はなかった。 折り返し次の進貢船が派遣されることになっていた。 八六四)年五月進京を諦めて「已むを得ず」帰国するに至る。 の定、同治元(一八六二)年の進貢船の内、 二次アヘン戦争は終結していたものの、清国軍と太平軍の内戦は −一九七 –○二、二 –一九九 –○九号文書など)。ただ、 進京のリスクが著しく増大した咸豊期の琉球進貢使節をめぐる 咸豊十(一八六〇)年の進貢使節 福州における向啓元らと福建当局との進京をめぐる交渉 (向啓元・林長隆ら)は同年十一月四日福州へ到着し 校訂本第十四冊に収録された九点の関連文書に (向志道ら)の場合とほとんど同様の経過を (向志道ら)が帰国するや、 二号船は清国の東南 しかし、 進京で 頭号船 案 第

〇四-〇三、三-〇七-〇九号文書、等々一七点)を参照すべき きなかった咸豊十年及び同治元年の進貢使節については、 一に本校訂本第十五冊の「第三集」に収録された関連文書(三-まず第

> 豊・同治期の中琉関係が根底から動揺しつつあったことを示して 年の琉球使節が二度も連続して進京できないという異例の事態に 文書をはじめ、多くの関連文書によっても確認されるように、 立ち至ったことは、 のリスクが増大し、遂に咸豊十(一八六〇)年と同治元(一八六二) た経緯が詳細に記述されており、 いると言うべきであろう。 つある檔案(公文書)にも、多くの関連文書を見出すことができる であろう。 要するに、清国の「内憂外患」を背景として、琉球使節の進京 むろん、琉球の史書 本校訂本第十五冊の第三集に含まれる若干の 『中山世譜』にも進京できなかっ また最近中国で発掘整理されつ

C 尚泰の冊封をめぐる問題

て位置づけられたが、 国王の地位を対外的に認知させるための最も重要なイベントとし 国皇帝から冊封を受ける必要があり、冊封の儀式は琉球にとって 六六)年のことで、この間、対外的には琉球国王世子と称している。 たものの、 最後の琉球国王尚泰は道光二十八(一八四八)年に王位を継承し 掲西里「咸豊·同治期 揺させる要因となったのは尚泰の冊封をめぐる問題であった 伝統的秩序のもとでは、 琉球使節の進京問題以上に、この時期の中琉関係の枠組みを動 清国皇帝から冊封されたのは一八年後の同治五 琉球側から冊封の要請 (幕末維新期) 琉球国王として認知されるためには清 の中琉日関係再考」 (請封) がなければ

かという政治日程については琉球側の判断に任されていた。冊封使が琉球へ派遣されることはないので、冊封使をいつ迎える

その実現を期して準備を継続した。 甲子の年(同治三、一八六四)に冊封使を迎えることを決定し、 当局は翌年の咸豊十一(一八六一)年の時点で、 の庚申の年(咸豊十、一八六〇)には、英仏連合軍の北京占領、 旅程を強いられることになる。加えてまた、冊封使を迎える予定 咸豊八(一八五八)年の琉球使節の進京さえ危ぶまれ、変則的な 英仏連合軍との第二次アヘン戦争が勃発したため、この年および 入るや、 報が伝えられ、 州琉球館からも清国の 咸豊帝の熱河への蒙塵 冊封の時期を決定した咸豊六(一八五六)年には、さらに清国と という政治日程が決定された。しかし、前述のように、咸豊期に 四年後の庚申の年、 なく冊封使の迎接準備に入り、咸豊六(一八五六)年の時点で、 尚泰の場合、 清国軍と太平軍の内戦が拡大しつつあっただけでなく、 この年の冊封は不可能となった。 道光二十八(一八四八)年に王位を継承して間も 即ち咸豊十(一八六〇)年に冊封使を迎える 「内憂外患」が深刻化しつつあるという情 (逃亡)という未曾有の事態が展開し、 再度、三年後の とは言え、 琉球 福

たものの、前述のように同治元(一八六二)年の進貢使節が福州冊封使を迎接する使節(接封使=迎接使)を派遣する必要があっには、その前々年に冊封を要請する使節(請封使)を、前年には同治三(一八六四)年に延期された尚泰の冊封を実現するため

使が福州滞在中の同治三(一八六四)年に請封したとしても、 使節(馬文英・毛克述)の乗船が福州へ到着したのは翌年の二月 二(一八六三)年十月の時点でも、 せざるを得ない情況となった。 の年の冊封を実現できる見通しはすでに全くなくなり、再び延期 いる(本校訂本第十五冊、三-一一-〇二号文書「付文」)。慶賀 福州に留められ、この間に使節の馬文英は福州琉球館で病没して のことで、以後八月下旬までの半年間 をためらい、とりあえず同治帝の即位慶賀を名目として慶賀使を ら、冊封を要請(請封)するわけにはいかなかった。 へ到着した時点では、 派遣することとした。ところが、同年十月十八日に出港した慶賀 進京さえも不可能な情況であったことか 琉球当局は正式の請封使派遣 軍事情勢の緊張を理由 翌年の同治

Ļ から、 にも、 三-一〇-〇二号文書等参照 書、即ち尚泰名の冊封要請の表文、 任命して、背水の陣で冊封の実現を期した。請封に必要な公式文 国船・異国人への対応だけでなく、 証明書=身元保証書) 山王府法司官向汝礪以下」八十名の連署による結状 東国興(津波古政正)・毛発栄(屋嘉比親雲上)を正副使に 一度の冊封延期によって政治日程を狂わされた琉球当局は、 同治三年の進貢使節に請封使の任務を兼任させることと 一日も早く尚泰の冊封を実現する必要に迫られていたこと も作成 ・準備された 冊封使の派遣要請の奏文、「中 薩摩藩の圧力に対抗するため (本校訂本第十五 (尚泰の出 異

たところ、十二月二十日に至って、 同月十六日の招宴の席でも、 るので進京することはできない」、との返答が届いた。しかし、 するや、 らは、 る上奏文を北京へ送付した」との回答が寄せられた。 奏させて貰いたい」と要請したところ、同月十二日に布政使から く請封の重大任務も帯びているので、予め総督・巡撫にその旨上 「現在、長毛賊(太平軍)が漳州に盤踞し軍事情勢が緊迫してい 「請封の任務は極めて重大なので迅速に北京へ転送して頂きた 請封の表文・奏文・結状をも持参した進貢使兼請封使の東国興 東国興らから福建布政使司に対して、「今回は進貢だけでな 同治三年十月十三日那覇港を出港、 進京と請封の件で福州当局との交渉に入った。 同月十八日にも同趣旨の陳情書を布政使へ提出し 東国興らは巡撫や布政使の面前で、 総督・巡撫から「請封に関す 十月十九日福州へ + 月 到着

方から帰国する琉球役人へ国王世子あての咨文(書簡) が布政使から東国興らへ届いたのは四月二十七日のことである。 促するよう要請した。「要請を総督・巡撫へ伝達した」との通達 陳情書を布政使あてに提出、 封許可の回答書(咨文)の送付を礼部へ催促して頂きたい」との からの回答はなかったので、 に関する礼部の咨文 ところが、翌年(同治四、 進貢船の帰国の時期が迫った五月九日、 (書簡) 一八六五)の春になってもまだ礼部 東国興らは三月二十八日、 がまだ届かないので、 四月十六日にも至急便で回答書を催 東国興らは 福建布政使の 「冊封許可 再度 を託

> 取るや、 持参して帰国させることにした。六月二十日に至り、 準備に当たらせるべきかどうか指示して頂きたい」との要請書を 興らは同月十五日、 ととなったのである。 治五年、一八六六年) 旨の礼部の咨文が福州へ届いたので、東国興らは翌日それを受け の琉球馬艦船の出発を暫く遅らせ、 これ猜疑してはならない」との回答が寄せられたので、 から、その準備も当然慣例通りにすればよいことであって、 提出したところ、 定しているとおり、今年の秋に接封使を福州へ派遣して予め冊封 指示することはできない」との回答が寄せられた。そこで、 提出したところ、 冊封使の迎接準備を進めるよう指示して貰いたい」との陳情書を るかどうかは皇帝陛下が決裁する事項であって、 馬艦船の通事に託して急ぎ琉球へ持ち帰らせ、翌年 折り返し五月十二日付で「冊封の大典を実施す 布政使から「冊封の典礼は規定通りに行われる 自ら直接布政使の役所へ赴き、「琉球側で予 の冊封予定が琉球側へ正式に通告されるこ 礼部の咨文を受け取り次第、 布政使が勝手に 冊封を行う 清国漂着 あれ

決裁を得ると、 八六六)年四月に福州へ到着、 の時点で琉球の請封を受け容れて冊封すべしと上奏し、 から上奏されたのを受けて、 他方、東国興らから提起された請封の一 間もなく、 選抜された正副使の趙新・ 冊封正副使の選任を始め具体的な冊封準備に入っ 礼部は同治四(一八六五) 二ヶ月間で琉球行きの諸準備を調 于光甲らは同治五 件が福建巡撫 同治帝の 年閏五月 0 徐宗幹

十一月には那覇港を離れて福州へ帰還したのである。は琉球に滞在し、尚育王の諭祭、尚泰の冊封などの諸任務を終え、え、六月二十一日那覇港へ入った。それから五ヶ月の間、趙新ら

(五七一~五八六頁)。 『歷代寶案』校訂本第十五冊 沖縄県教育委員会 二○一六年

*